

牛久小学校区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
上町	R2-牛久小-1	<b>1.行政区内道路工事の進捗状況について</b> (H25より継続要望) 上町行政区内の旧道「佐野理容所」から入った裏通りT字路「牛久町180-5」付近は雨水対応が未整備のため、豪雨の時には通行が困難になり、5年前から要望しておりますが、いまだに改善されておられません。小学校への通学路にもなっており子ども達も大変であります。回答では一部工事の着手とありますが、進捗状況を教えてください。	流末となる調整池の整備が進んでいることから、現在、冠水箇所付近から調整池への雨水排水工事を実施するための測量設計を行っております。来年度から工事が実施できるよう調整してまいります。	建設部	道路整備課
上町	R2-牛久小-2	<b>2.区民会館北側の道路拡幅工事について</b> (H30より継続要望) 区民会館北側の道路拡幅工事について毎年継続要望として出しているが、実施の見通しについてお聞かせください。また、区民会館後ろ側から防災上避難口として利用できる道路の改善として、現在袋小路となっている道路の接続をお願いしたい。 (当面は土砂撤去、草刈り当実施するとの回答ですがそれすらも実施されておられません。)	昨年度回答したとおり、国の交付金事業の対象とするのが大変難しい状況となっております。また、土砂撤去・草刈り等については、昨年度実施したままとなっており、申し訳ありませんでした。土砂の堆積や雑草等の繁茂が見られましたら、ご連絡いただけますと幸いと存じますのでよろしく願いいたします。 北側道路からの区民会館用地への進入路につきましては、当初、道路拡幅のご要望をいただいた際に、ご説明させていただいたとおり、道路事業として区民会館への進入路整備は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。	建設部	道路整備課
上町	R2-牛久小-3	<b>3.「市民の森」の整備について</b> (H30より継続要望) ・昨年のタウンミーティングでは遊歩道近辺の除草や枯れ枝の処理等を定期的に行っているとの回答でしたが、除去されているようには見受けられません。特に6月から9月の夏場は遊歩道近辺の雑草が大人の背丈位まで伸び、見通しも悪く防犯上危険です。 ・公園沿いのいぶき野付近は年々木が成長し大木となり、それに伴い枝もはびこり日当たりが非常に悪くなっています。7、8年前に道路側を伐採していただきましたが、それ以降一切ありません。 以上2点について真剣に考えていただき、実施計画の回答をください。よろしくお願い致します。	日頃より、牛久市行政、特に緑化事業におきましては、「上町シニアクラブ」「刈谷ベテランズクラブ」の皆様にも、市民の森の定期的な草刈りや清掃活動などの管理作業にご協力を頂きまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。 市民の森は一般の公園とは違い、市街地に残る貴重な自然環境である樹林地を保全することを目的に、土地所有者の方にご協力をいただき指定しているもので、市民の方が気軽に自由に立ち入り、森林浴や散策・自然観察等に利用していただいております。市による管理は危険防止等必要最小限にとどめております。また、正式な園路として整備した遊歩道について、路肩の除草や枯れ枝・倒木等の処理を行っておりますが、当初整備した園路とは別に、利用者が歩いたために自然に園路化した「けもの道」については、安全面等で緊急な対応が必要なものを除き、特に手を加えず自然のままにしております。 一昨年ご意見をいただいた後は、園路に散乱した倒木や枝の処理のみならず、台風後の倒木や折れ枝の処理、巡回し発見した枯れ木の伐採等の処理を森の内部でも実施してまいりましたが、今後も、内部まで出来る限りの管理を心がけるとともに、夏の下草に関しても園路沿いの見通しを妨げないよう管理して行きたいと存じます。管理団体の皆様におかれましては、作業中などに気づいた事や危険箇所等を発見した際は、市への情報提供につきまして、重ねてお願い申し上げます。 次に、いぶき野団地側の立ち木につきましては、過去に一度、平成24年度に剪定を実施しております。当時は、過去に一度も剪定されたことがなく、道路を越えていぶき野団地側の宅地上空まで越境する枝葉も確認されたことから、地権者の皆様に事情を説明し、同意を頂いた上で、剪定を実施した経緯がございます。この場所の立ち木は、市民の森の法を押さえる重要な木々であり、大掛かりな剪定は樹木に大きなダメージを与え、土砂災害の要因となる可能性も危惧されます。また、法の上の高木を剪定するため作業が大掛かりなものとなることから、作業の規模やコスト、作業期間中の交通規制などにより周辺にお住まいの方にも少なからず影響が生じることから、樹木の枝が土地の境界線を越える場合を除き、おおむね10年を目安としての剪定を考えております。現地を確認したところ、枝葉は伸びてきていますが、土地の境界線を越えてはならず電線等への支障も出ていない状況であることから、当面は冬季の日当たりや落ち葉の状況などを調査し、可能な対策を検討していきたいと存じます。伐採や剪定などの実施については、10年目を迎える令和4年度以降に、地権者との協議の上状況を確認しながら判断をしていく計画としております。 今後も適正な管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	建設部	都市計画課
下町	R2-牛久小-4	<b>下町旧道からふれあい広場入り口道路の整備について</b> ・市で購入していただきました下町旧道からふれあい広場に入る砂利道について、草刈りを自治会でも行っておりますが、市の方でも定期的に草刈りを行っていただくようお願いいたします。 ・通常時はカラーコーンを設置し車の通行は禁止としておりますが、風の強い日はカラーコーンが飛ばされ道路に飛び出したりするなど危険なため、取り外しのできるポールの設置を要望します。	・草刈りのご協力いただきありがとうございます。市でも年に2回実施しておりますが、雑草等の繁茂が見られましたら、ご連絡をいただけますと幸いと存じますのでよろしくお願いいたします。 ・車止めにつきましては、カラーコーンに変わるものを設置いたしました。	建設部	道路整備課

牛久小学校区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
刈谷	R2-牛久小-5	<p><b>都市公園の整備</b> 刈谷には5つの都市公園がありますが、以下の整備をお願いしたい。</p> <p>①時計の設置 刈谷第1街区公園のみ時計がありますが、片面が動いていません。塾へ通っている子どもも多く、公園を散歩していると子ども達から「今、何時？」と時々聞かれます。全公園に時計を設置していただきたい。</p> <p>②防犯カメラの設置 平成25年に刈谷に刈谷第1街区、第3街区、第5街区公園には防犯カメラが設置されていましたが、第2街区と第4街区にはいまだに設置されていません。平成27年のタウンミーティングでは牛久市の残り8箇所の公園にも順次設置するとのことでしたが、どうなっているのでしょうか。</p> <p>③ベンチの設置 ベンチをここ数年何か所か整備していただきましたが、住民から職員の手製で作られたものではなく、背もたれのある、公園の雰囲気、住民の生活スタイルに合ったベンチを設置してほしいとの声があります。コストがかかり大変だとは思いますがご検討願います。</p>	<p>①現在公園の時計は、145の公園のうち9公園に設置しておりますが、時代の変化により子供からお年寄りまで携帯やスマホを持つ人も多くなり、公園に時計を設置する必要性はなくなりつつあります。仮に設置するのであっても、全ての公園への設置は難しい状況でありますので、設置する公園を1～2カ所に絞って頂ければ、コスト面や利用状況なども考慮した上で検討して行きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>②防犯カメラの設置は、牛久警察署との協議により設置箇所が決定され設置したもので、設置した公園、公園毎の設置場所、設置台数、撮影方向等は、全て牛久警察署立会いのもと、現場を確認しながら犯罪の専門捜査官の指示を受けて決定しており、公園への防犯カメラの設置は、市内145公園のうち25公園に118基設置し、一通り終了しております。犯罪は、死角となる場所で多く発生していることから、公園照明や植栽剪定などを適切に管理し視界の確保に配慮するとともに、防犯カメラにつきましても、必要に応じ警察等の助言を受け適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>③刈谷の5つの公園のうち、利用の多い第1街区公園には、ご意見にもあるような背もたれがあり、公園の雰囲気合ったベンチや、テーブルとベンチのセットなど十分な数がありますが、その他の公園では、ほとんどが市職員手作りのベンチを設置し対応しております。公園等、屋外用の一般的な背もたれ付きのベンチは、コストが高く、新規に購入して整備していくことは難しい状況でありますので、今後、利用状況等も調べたうえで、修繕や新たなベンチを設置する際には職員の手作りにて、背もたれ付きのベンチも作製して対応してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	建設部	都市計画課
城中	R2-牛久小-6	<p><b>1.市道13号線の整備について</b> 市道13号線脇から入る道路が凸凹で水溜まりができ近隣住民(4世帯)から再三苦情が入っています。道幅も狭く、宅配便の車が数か月の間に4度脱輪(1回は崖から転落)しています。道路整備課長はじめ担当職員による道路隣接地主への説得にも関わらず現在に至っていますが何か解決策はないでしょうか。</p>	<p>市道1426号線については、碎石を補充するため隣接地権者に対し確認をいたしました。ご意見にありますように同意がいただけない状況となっております。地元の皆さまのご協力をいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>また、脱輪箇所につきましては、隣接(畑側)地権者の承諾がいただけたので、畑側を広げるような形で整備いたしましたので、ご理解をお願いいたします。</p>	建設部	道路整備課
城中	R2-牛久小-7	<p><b>2.牛久城址周辺の環境整備について</b> 牛久市の文化財になっている牛久城址(4.5ha)と牛久沼かつぱの小径(44a)の環境整備を行っていますが、牛久城址の散策路付近に古木が多く、倒木が危惧され非常に危険な状態になっていましたので、今年度観光課で1本、環境整備で2本伐採しました。竹もかなり増えてきている為に、景観も悪くなってきていますので今後市としての方針をお聞きしたい。</p>	<p>牛久城址の整備についての経緯は、今から約10年前に森林環境湖沼税を活用した地域森林の適正な維持を目的とする補助金を活用し、手入れのできなかつぱの森林や荒れた森林整備したものであります。また、実施後10年間は地主もしくは実施事業主が適正に森林として維持管理することがこの補助金を活用する条件で、当初から城中環境整備協議会に補助金を交付し、維持管理をお願いしております。</p> <p>なお、同事業の管理期間が終了しておりますが、地主の意向より、森林としての維持管理を令和2年度からの2年間延長しましたが、その後は森林としての維持管理を市が継続することはできません。</p> <p>しかしながら、牛久城址は個人所有の土地とはいえ、市を代表する史跡のひとつであり、また、近くに住井すゑ文学館、かつぱの碑等の牛久沼周辺の歴史的財産と、今後龍ヶ崎市に開設予定の道の駅と連携した歴史観光ルートの一つとして取り入れることを踏まえて市が継続して牛久城址を借り受け維持管理することを考え、今後につきましては、市として観光ルートや歴史的財産としての活用を協議検討してまいります。</p>	環境経済部	農業政策課
城中	R2-牛久小-8	<p><b>3.城中地区(牛久城址入口にかけての)U字溝施設について(H26要望)</b> 要望の市道はヘルスロード、牛久城址からかつぱの小径、抱撲舎、雲魚亭への観光ルートとなっております。その道路が洗濯水の垂れ流しで、とくに冬季は凍結して危険な状態です。対策をお願いいたします。</p>	<p>U字溝整備は、市内全域から多くの要望をいただいております。一度に全ての要望にお応えするのは困難な状況であります。全体的な調整をしながら事業化を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。また、生活排水の垂れ流しについては、引き続き指導してまいります。</p>	建設部	道路整備課
新地	R2-牛久小-9	<p><b>1.センターライン補修について(道路標示含む)</b> 三日月橋入口から弘化新田入口の坂(上坪坂下)間のセンターラインが消えている所が多数あり、センターラインの再塗装をお願いしたい。</p>	<p>幅員等の条件により、センターラインの設置が可能な箇所については、設置いたします。</p>	建設部	道路整備課
新地	R2-牛久小-10	<p><b>2.幹線道路の補修について</b> 東林寺駐車場前から椿自動車間の路面にひび割れや凸凹があるので補修をお願いしたい。</p>	<p>市道13号線については、国の交付金の関係で事業を休止していましたが、新たな交付金を活用し、今年度と来年度で整備を予定しております。そのため、補修については、現場の状況を確認しながら緊急的な部分のみ実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	建設部	道路整備課
新地	R2-牛久小-11	<p><b>3.土砂防護壁の設置について</b> 新地公会堂先から弘化新田入口の坂(上坪坂下)間の牛久市土砂災害警戒区域指定箇所について、部分的に未実施箇所があり、万一の災害に備えて設置をお願いする。</p>	<p>現地に施工されている土留めは、土砂の流出防止のために設置されたものと想定されます。未施工箇所を確認したところ、市道(横道)や防火水槽が設置されている状況となっております。また、一般的に現基準では、土砂留め擁壁には一定間隔で水抜きや維持管理のための作業スペースの設置が標準となっております。</p> <p>今後、未設置箇所から既設側溝等へ土砂が流れ込み、排水機能が著しく低下した場合は、清掃を実施いたしますので、ご理解をお願いいたします。</p>	建設部	道路整備課

牛久小学校区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
新地	R2-牛久小-12	<b>4.下水蓋の設置について</b> 新地公会堂から椿自動車間の側溝の蓋の取り付けをお願いします。	今年度と来年度で蓋付きの側溝に改修する予定となっておりますので、ご理解をお願いいたします。	建設部	道路整備課
秋住団地	R2-牛久小-13	<b>1.土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)の急傾斜地に巨木と化した樹木の伐採を市から所有者に勧告していただきたい</b> 秋住団地北端の住宅3軒(牛久町2968-5~7)の西側急傾斜地は、刈谷1丁目の土砂災害警戒区域・特別警戒区域です。此处に生い茂った樹木は土砂滑りや暴風で倒れた場合、住宅を損壊する樹高になっています。また、昨年台風15号・19号等の暴風では木の枝が折れて路面に落下するという事態が発生しました。折れたけど落下せず、樹上に留まっていて何れは落下して路上の人や車に危険を及ぼす恐れがある枝が3本ほど確認されています。また、路上に張り出してきた今年の枝先は、歩行者の頭上に覆いかぶさってきました。以上のような状況ですので、早急に当該樹木の幹または大枝の伐採が必要です。標記通り木の伐採を市から所有者に勧告していただきたく、お願い申し上げます。	当該地については現地を確認しております。所有者あてに、樹木の剪定のお願いを文書で行っております。	市民部	防災課
秋住団地	R2-牛久小-14	<b>2.インターネット上の刈谷1丁目土砂災害区域図の出所はどこですか</b> 「意見1」で添付した土砂災害区域図はインターネットから印刷しました。 区域図は1/25000地形図で土砂災害のおこる箇所を把握しているものと、現地測を実施したものの2種類があるとのこと。土砂災害発生恐れの度合い判断材料の一つとするため標記質問をします。	土砂災害警戒区域図は茨城県が作成したのになります。 土砂災害防止法に基づき県が平成20年に区域に指定したものです。 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域として指定したものです。	市民部	防災課
秋住団地	R2-牛久小-15	<b>3.「雲魚亭」・「河童の碑」周辺景観の整備について</b> 芋銭は、朝な夕な牛久沼を眺めて暮らしていたとの事。牛久沼に向いても鬱蒼と茂った竹と巨木でその当時の眺めは望めません。竹と巨木を、その一部分でも伐採すれば、素晴らしい眺望が開け「雲魚亭」「河童の碑」は今にも増して名勝の名を高める事と思えます。	牛久沼周辺の高木伐採については、樹木を伐採することで法面や斜面部が崩落する恐れがあるため、今年度整備予定の住井すゑ文学館など場所を限定し、高枝伐採を定期的に行なうことで牛久沼の眺望を確保していきたいと考えております。	環境経済部 教育委員会	商工観光課 文化芸術課
牛久駅西ニュータウン	R2-牛久小-16	<b>行政区内道路の安全対策について</b> ・旧国道から牛久駅西ニュータウンに入ったところの四ツ角にあるカーブミラーが1基不足しており危険なので(現在1基一面)、電柱番号2246番カーブミラーを二面にして四ツ角に南から来た車を確認できるようにしてほしい。 ・旧国道から牛久駅西ニュータウンに入ったところの道路面上に「団地内徐行」の文字を入れてほしい。 ・旧国号から牛久駅西ニュータウンに入ったところの四ツ角の停止線が消えかかっているのを見やすいように再塗装してほしい。	カーブミラーについては、新たに建物が建ったことで、見通し不良になったことを確認いたしました。今年度の要望箇所として調査対象に加え、対応して参ります。 「団地内徐行」の表示につきましては、対象地域が通り抜けできる道路形態では無く、地域の方の通行が大半だと思いますのでご要望に添えません。地域住民の皆様に対しまして安全運転の励行を呼びかけていただくことが効果的だと思いますのでご協力をお願いいたします。また、薄くなった停止線については、順次再塗装していきます。	市民部	地域安全課